

## 令和8年4月1日現在の条文

### ○吹田市一般職の職員の給与に関する条例

昭和26年12月18日条例第165号

#### 第1章 総則

##### (趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第1項及び第2項の規定に基づく一般職の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。以下「職員」という。）の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

##### (給与の定義)

第2条 この条例において給与とは、給料、教職調整額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当をいう。

#### 第2章 給料及び教職調整額

##### (給料の基準)

第3条 給料は、吹田市職員の勤務時間等に関する条例（昭和26年吹田市条例第169号。以下「勤務時間条例」という。）第2条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、その職務の内容、責任の輕重、勤務の強度、勤務時間、労働環境その他勤務に関する条件に応じたものでなければならない。

2 宿舎、食事、制服その他生活に必要な施設等の全部又は一部が職員に支給される場合において、市長が必要とみとめる場合は、その相当額をその職員の給料から控除することができる。

##### (給料)

第4条 職員の給料は、給料表に基づき支給する。

2 吹田市一般職の任期付職員の採用に関する条例（令和3年吹田市条例第27号）第2条第1項の規定により採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）以外の職員に適用する給料表は、次のとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 行政職給料表（別表第1）
- (2) 削除
- (3) 医療職給料表(1)（別表第3）
- (4) 医療職給料表(2)（別表第4）
- (5) 医療職給料表(3)（別表第5）

(6) 消防職給料表（別表第6）

3 職員（特定任期付職員を除く。）の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の等級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、等級別基準職務表（別表第7）のとおりとする。

（初任給の基準）

第5条 新たに給料表の適用を受ける職員（法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）及び特定任期付職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）となつた者の号給は、別に定める初任給の基準に従い決定する。

2 職員が一の職務の等級から他の職務の等級に移つた場合、又は一の職務から同じ職務の等級の初任給の基準を異にする他の職務に移つた場合における号給は、別に定めるところにより決定する。

（昇給の基準等）

第6条 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前2年の期間内において規則で定める期間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により職員（55歳（医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあつては、57歳）に達する日の属する年度の末日を経過した職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（給料表の職務の等級が1等級又は2等級である職員にあつては、1号給）とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。

3 55歳（医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあつては、57歳）に達する日の属する年度の末日を経過した職員に関する第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

4 職員の昇給は、その属する職務の等級における最高の号給を超えて行うことができない。

5 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

（定年前再任用短時間勤務職員の給料月額）

第6条の2 定年前再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の等級に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項の規則で定める勤務時間で除

して得た数を乗じて得た額とする。

(特定任期付職員の給料等)

第6条の3 特定任期付職員に適用する給料表は、次のとおりとする。

号給	給料月額
1	405,000円
2	455,000円
3	508,000円
4	574,000円
5	655,000円

2 特定任期付職員の号給は、当該特定任期付職員が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する。

(給料の支給方法)

第7条 給料の計算期間は、月の1日から末日までとし、毎月別に定める期日及び方法により、これを支給する。ただし、次の各号の一に該当する場合においては、期日前にこれを支給することができる。

(1) 職員が退職又は死亡したとき

(2) 職員が疾病、災害、出産、婚礼、葬儀の費用又はやむを得ないものと認められる事由によつて給料の支給期日前に支給の請求をしたとき

2 前項ただし書第2号の場合においては、請求があつた日までの給料を日割で支給する。

(給料支給の始期及び終期)

第8条 新たに職員となつた者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。ただし、退職した者が退職した日に再び職員となつたときは、その日の翌日から給料を支給する。

2 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。ただし、職員が死亡したときは、その日の属する月の給料の全額を支給する。

3 前条第2項並びに第1項及び前項本文の規定による日割計算は、その月の現日数から勤務時間条例第2条第4項、第6項及び第7項の規定による週休日の日数を差し引いた日数を基礎として行う。

(事務引継等の場合)

第9条 休職を命ぜられた職員又は退職したもので、事務引継又は残務整理のため、特に命を受け、事務に従事する者には、その休職を命ぜられ又は退職した際、現に受けている給料を支給する。

(教職調整額)

第9条の2 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条第1項に規定する教育職員には、給料月額の100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。

2 教職調整額を支給される職員には、管理職手当、時間外勤務手当及び休日勤務手当は、支給しない。

3 教職調整額を支給される職員に対する給与に関し、休職の期間中に支給する給与、地域手当、期末手当、勤勉手当、吹田市職員の公益的法人等への派遣に関する条例（平成14年吹田市条例第6号）第4条若しくは吹田市職員の外国の地方公共団体の機関等への派遣に関する条例（平成19年吹田市条例第9号）第5条第1項の規定により支給する給与又は退職手当の額を算定するときは、給料月額に教職調整額を加算した額を給料の額として算定する。

4 次条又は吹田市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和26年吹田市条例第168号）第3条の規定により、教職調整額を支給される職員の給料を減額するときは、これに対する教職調整額も減額する。

(病気休暇の場合)

第10条 職員が負傷（公務上の負傷及び通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）による負傷を除く。）又は疾病（公務上の疾病及び通勤による疾病を除く。）に係る療養のための病気休暇の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇に係る日につき、給料及び地域手当のそれぞれ2分の1を減額した給与を支給する。

(休職者の給与)

第11条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に該当して休職になつたときは、休職の期間中給与の全額を支給する。教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第14条第1項（他の法律において準用する場合を含む。）に規定する職員が結核性疾患により同号に該当して休職になつたときも、同様とする。

2 職員（前項後段に規定する職員を除く。）が結核性疾患により法第28条第2項第1号に該当して休職になつたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

- 3 職員が前2項に規定する心身の故障以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に該当して休職になつたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 4 職員が法第28条第2項第2号に該当して休職になつたときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 職員が吹田市職員の分限に関する条例（昭和26年吹田市条例第167号）第2条に該当して休職になつたときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 6 第2項、第3項又は前項に規定する職員が、これらの規定に規定する期間内で第28条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項に規定する市長が定める日に、これらの規定の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、市長が定める職員については、この限りでない。
- 7 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第28条の2及び第28条の3の規定を準用する。この場合において、第28条の2中「前条第1項」とあるのは、「第11条第6項」と読み替えるものとする。

## 第2章の2 管理職手当及び初任給調整手当

### （管理職手当）

第11条の2 管理又は監督の地位にある職員については、その職務の特殊性に基づき、管理職手当を支給する。

- 2 前項の管理職手当を支給する職員の範囲については、規則で定める。
- 3 管理職手当の月額は、第1項に規定する職員の属する職務の等級における最高の号給の給料月額の100分の25を超えない範囲内において規則で定める。
- 4 第1項に規定する職員については、規則で定める場合を除き、第22条、第24条及び第25条の規定は、適用しない。

### （初任給調整手当）

第11条の3 医療職給料表(1)の適用を受ける職員として新たに採用された職員には、月額253,100円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日以後規則で定める期間を経過した日から1年を経過ごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

## 第3章 扶養手当

### （扶養手当を支給される職員の範囲）

第12条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次条第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、給料表の職務の等級が1等級である職員に対しては、支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、休職中の職員（第9条の規定に該当する職員を除く。）には、扶養手当を支給しない。

（扶養親族の範囲）

第13条 扶養手当の支給の対象となる扶養親族は、次に掲げる者で、他に生計のみちがなく、主としてその職員の扶養を受けているものとする。

- (1) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (3) 60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 身体又は精神に著しい障害のある者

（扶養手当の月額）

第14条 扶養手当の月額は、前条第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円とし、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円（給料表の職務の等級が2等級である職員にあつては、3,500円）とする。

2 15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある扶養親族たる子に係る扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、1人につき5,000円を同項の規定による額に加算した額とする。

（扶養手当の支給額の改定等）

第15条 前3条に規定するもののほか、扶養手当の支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、市長が定める。

第16条及び第17条 削除

第3章の2 地域手当

（地域手当）

第17条の2 地域手当は、職員に対して給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める割合を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を支給する。

- (1) 次号に掲げる職員以外の職員 100分の16

(2) 東京都の特別区に在勤する職員 100分の20

### 第3章の3 住居手当

#### (住居手当)

第17条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 自ら居住するための住宅（貸間を含み、市から有料で貸与される宿舎その他市長が定める住宅を除く。以下この条において同じ。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員

(2) 単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が居住するための住宅を借り受け、家賃を支払っているもの又はそのものとの権衡上必要があると認められるものとして市長が定めるもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

3 市内の住宅について住居手当の支給を受けている職員のうち、39歳に達する日の属する年度の末日までの間にある職員の住居手当の月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額に、当該住宅の次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める額を加算した額とする。

(1) 第1項第1号に規定する住宅 5,000円

(2) 第1項第2号に規定する住宅 2,500円

4 前3項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、市長が定める。

### 第4章 通勤手当

#### (通勤手当)

第18条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又

は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

（2）通勤のため自動車その他の市長が特に承認する交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

（3）通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、6箇月を超えない範囲内で、月の1日からその月以後の月の末日までの期間として市長が定める期間（以下「支給対象期間」という。）につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1）前項第1号に掲げる職員 市長の定めるところにより算出した当該職員の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）（支給対象期間内にその月に係る運賃等相当額が66,400円を超える月があるときは、当該月に係る運賃等相当額を66,400円として算出した額を限度とする。）

（2）前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して市長が定める職員にあつては、その額から、その額に市長が定める割合を乗じて得た額を減じた額）に支給対象期間の月数を乗じて得た額

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,300円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,400円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 13,500円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 16,600円

キ	使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員	19,700円
ク	使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員	22,800円
ケ	使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員	25,900円
コ	使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員	29,100円
サ	使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員	32,300円
シ	使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員	35,500円
ス	使用距離が片道60キロメートル以上65キロメートル未満である職員	38,700円
セ	使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満である職員	42,200円
ソ	使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満である職員	45,700円
タ	使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満である職員	49,200円
チ	使用距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満である職員	52,700円
ツ	使用距離が片道85キロメートル以上90キロメートル未満である職員	56,200円
テ	使用距離が片道90キロメートル以上95キロメートル未満である職員	59,600円
ト	使用距離が片道95キロメートル以上100キロメートル未満である職員	63,000円
ナ	使用距離が片道100キロメートル以上である職員	66,400円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市長の定める区分に応じ、前2号に定める額（支給対象期間内にその月に係る前2号に定める額が66,400円を超える月があるときは、当該月に係る前2号に定める額を66,400円として算出した額を限度とする。）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に  
関し必要な事項は、市長が定める。

#### 第19条 削除

##### 第5章 その他の給与

###### (単身赴任手当)

第20条 東京都の特別区の区域内に所在する勤務場所への異動に伴い住居を移転し、父母の疾病その他の市長が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居して単身での生活を常況とすることとなつた職員その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から通勤することが困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、54,000円とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、職員の配偶者が単身赴任手当又は国若しくは他の地方公共団体のこれに相当する手当の支給を受けるときは、その間、当該職員には、単身赴任手当を支給しない。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、市長が定める。

(特殊勤務手当)

第21条 職員が特殊の勤務に従事し、その勤務に対する給与について、特別の考慮を必要とする場合において、これを給料に組入れることが困難又は不適当な事情があるときは、勤務の特殊性に応じ特殊勤務手当を支給することができる。

- 2 前項の手当の額は、特別の事情がある場合を除き、25,000円以内とし、種類及び支給される職員の範囲並びにその額は、規則で定める。

(時間外勤務手当)

第22条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第31条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日（第24条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務
- (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務
- 2 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が常勤の職員の1日の勤務時間に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、あらかじめ勤務時間条例第2条第5項の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間を超えて同条第4項及び第6項の規定による週休日に同条第7項の規定により正規の勤務時間を割り振られた職員には、当該正規の勤務時間に相当する時間（市長が定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第31条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 定年前再任用短時間勤務職員が勤務時間条例第2条第4項及び第6項の規定による週休日にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした週における正規の勤務時間との合計が常勤の職員の1週間の勤務時間に達するまでの間の勤務に対しては、前項の規定は、適用しない。

(時間外勤務手当の支給手続)

第23条 時間外勤務に関しては、時間外勤務命令書及び各人別の時間外勤務手当計算書を作成して整理しなければならない。

(休日勤務手当)

第24条 勤務時間条例第5条第1項に規定する休日（同項ただし書の規定により、任命権者が別に定めた日を含む。以下「休日」という。）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員（同条第3項の規定により、休日の勤務に替えて他の勤務日の勤務を免除される者を除く。）には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第31条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。これらの日に準ずるものとして市長が定める日において勤務した職員についても、同様とする。

(夜間勤務手当)

第25条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第31条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

(宿日直手当)

第26条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき5,100円を超えない範囲内において、市長の定める額を宿日直手当として支給する。ただし、常直的な宿日直勤務にあつては、その額は、月額13,000円を超えない範囲内において市長が定める額とする。

2 前項の勤務は、第22条、第24条及び前条の勤務には含まれないものとする。

(管理職員特別勤務手当)

第27条 管理職手当を支給される職員及び特定任期付職員が規則で定める業務に従事するため次に掲げる勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当を支給する場合は、この限りでない。

(1) 勤務時間条例第2条第4項、第6項及び第7項の規定による週休日又は休日（その休日の勤務に替えて他の勤務日の勤務が免除されることとなる休日を除く。）（次号において「週休日等」という。）における勤務

(2) 午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であつて正規の勤務時間以外の時間における勤務

2 管理職員特別勤務手当の額は、次に定める額を超えない範囲内において規則で定める。

(1) 前項第1号に掲げる勤務1回につき18,000円

(2) 前項第2号に掲げる勤務1回につき6,000円

(期末手当)

第28条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第28条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日（次条及び第28条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第11条第6項の規定の適用を受ける職員及び市長が定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 定年前再任用短時間職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは、「100分の71.25」とする。

4 特定期付職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは、「100分の96.25」とする。

5 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

6 給料表の職務の等級が1等級から6等級までである職員（定年前再任用短時間職員を除く。）及び特定定期付職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を超えない範囲内で職務の等級等に応じて市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

7 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、市長が定める。

第28条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第29条第1項の規定による懲戒免職の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第28条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項第3号において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
  - (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至つた場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。
- 3 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、同項の規定による通知を、その者の氏名及び同項の書面をいつでもその者に交付する旨を吹田市公告式条例（昭和25年吹田市条例第114号）第2条第2項ただ

し書の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から起算して2週間を経過した日に、当該通知がその者に到達したものとみなす。

4 一時差止処分を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

（1）一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかつた場合

（2）一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合

（3）一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

6 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなつたとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

7 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

8 任命権者は、一時差止処分を行おうとする場合は、あらかじめ、市長に通知しなければならない。一時差止処分を取り消した場合も、同様とする。

9 前各項に規定するもののほか、第2項の書面及び第7項の説明書の様式その他一時差止処分に関し必要な事項は、市長が定める。

## 第29条 削除

（勤勉手当）

第29条の2 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日前2年の期間内において規則で定める期間における当該職員の勤務期間及び勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が別に定める

日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（市長が定める職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長の定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に100分の106.25を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の106.25」とあるのは、「100分の51.25」とする。
- 4 特定期付職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の106.25」とあるのは、「100分の88.75」とする。
- 5 第28条第5項及び第6項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第6項中「前項」とあるのは、「第29条の2第5項において準用する前項」と読み替えるものとする。
- 6 第28条の2及び第28条の3の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第28条の2中「前条第1項」とあるのは「第29条の2第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第29条の2第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する市長が定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

第29条の3 第28条第2項に規定する在職期間及び前条第1項に規定する勤務期間には、この条例の適用を受ける職員以外の常勤の職員等としての在職期間及び勤務期間を通算することができる。  
(管理職手当等の支給方法)

第30条 第11条の2、第21条、第22条及び第24条から第27条までに規定する給与の支給に関し必要な事項は、市長が定める。

## 第6章 雜則

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第31条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから休日の勤務時間を減じたもので除して得た額とする。

(端数計算)

第32条 第21条、第22条、第24条及び第25条の規定により、それぞれの手当の額を計算する場合において、計算の基礎となる勤務時間数は、その月の全時間数（それぞれの手当のうち支給割合を

異なる部分があるときは、その異なる部分ごとに各別に計算した時間数)によって計算する。この場合において、1時間未満の端数があるときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

(出張中の職員に対する取扱)

第33条 公務により出張中の職員に対しては、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当は支給しない。ただし、第22条、第24条および第25条の勤務に服すべき指示を受けて出張した場合は、この限りでない。

(給与の減額)

第34条 職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、休日である場合、勤務時間条例第6条に規定する休暇（市長が別に定めるものを除く。）による場合その他その勤務しないこと及び給与を支給することにつき特に承認のあつた場合を除き、その勤務しない1時間につき、第31条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

- 2 職員が登録された職員団体の運営上やむを得ない最少限度の範囲内でその業務を行い、又は活動することについて任命権者の承認を受け正規の勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しない1時間につき、第31条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。
- 3 前2項の規定により減額すべき給与額の計算については、第32条の規定を準用する。

(給与からの控除)

第35条 職員の給与からの控除は、法律で特に認められたもののほか、次に掲げるものについて行うものとする。

- (1) 社団法人大阪府市町村職員互助会から貸付けを受けた職員の償還金に相当する金額
- (2) 団体扱契約による生命保険、損害保険等の加入職員の保険料に相当する金額
- (3) 法第52条の規定による職員団体がその構成員たる職員から徴収する団体本来の運営に要する経常的な職員団体費、近畿労働金庫の積立貯金及び諸貸付金の返済金に相当する金額
- (4) 生活協同組合全国都市職員災害共済会加入職員の出資金及び共済掛金に相当する金額
- (5) 全国市長会任意共済保険等加入職員の掛金に相当する金額
- (6) 市立保育所等に勤務する職員の給食費に相当する金額
- (7) 吹田市職員厚生会の会員の会費その他会員が吹田市職員厚生会に対して支払うべき会費以外の金額に相当する金額

(給与の口座振替)

第36条 給与は、職員の申出により、口座振替の方法により支給することができる。

(定年前再任用短時間勤務職員の手当の特例)

第37条 定年前再任用短時間勤務職員に対しては、初任給調整手当、扶養手当及び住居手当は、支給しない。

(特定任期付職員の手当の特例)

第38条 特定任期付職員に対しては、管理職手当、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当は、支給しない。

(臨時的に任用される職員の在職期間の取扱い)

第39条 臨時に任用される職員は、退職の日又はその翌日に再び臨時に任用される職員となつたときは、引き続いて在職したものとみなして、この条例の規定を適用する。

(委任)

第40条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。但し、第4条、第26条及び第27条の規定は、昭和26年10月1日から適用する。

(60歳を超える職員の給料月額の特例)

2 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の等級及び当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

3 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員

(2) 公衆衛生業務に従事する医師

(3) 吹田市職員の定年等に関する条例（昭和59年吹田市条例第29号）第5条第1項又は第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(4) 吹田市職員の定年等に関する条例第10条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により当該勤務の期限を延長することとされている職員（同条例

第8条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

(管理監督職勤務上限年齢調整額)

- 4 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第2項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けている給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（市長が定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第2項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 5 前項の規定による給料を支給される職員であつて、当該支給される額と附則第2項の規定により受ける給料月額との合計額がその属する職務の等級における最高の号給の給料月額を超えるものに対する前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の等級における最高の号給の給料月額と附則第2項の規定により当該職員の受ける給料月額」とする。
- 6 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第2項の規定の適用を受ける職員（附則第4項の規定による給料を支給される職員を除く。）に限る。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、当分の間、附則第2項の規定により受ける給料月額のほか、市長の定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 7 附則第4項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第2項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して、附則第4項又は前項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、当分の間、附則第2項の規定により受ける給料月額のほか、市長の定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 8 附則第4項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第9条の2第1項及び第3項並びに第28条第5項及び第6項（第29条の2第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第4項、第6項又は第7項の規定による給料の額との合計額」とする。

(委任)

9 附則第2項から前項までに定めるもののほか、60歳を超える職員の給料月額の特例及び管理監督職勤務上限年齢調整額に関し必要な事項その他これらの規定の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則（省略）

附 則（令和7年6月10日条例第28号）

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(以下省略)

附 則（令和8年1月8日条例第4号）

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の吹田市一般職の職員の給与に関する条例（以下「第1条改正後一般職給与条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。ただし、第1条改正後一般職給与条例第28条及び第29条の2の規定は、同年12月1日から適用する。

3 （省略）

(給与の内払)

4 第1条改正後一般職給与条例及び第3条改正後特別職給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の吹田市一般職の職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の吹田市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条改正後一般職給与条例又は第3条改正後特別職給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

5 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職員の	職務の等	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

区分	級 号給						
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円	円
再任用	1	525,300	471,900	420,700	366,800	309,800	276,300
短時間	2	532,000	477,200	422,600	368,500	311,300	277,300
勤務職	3	537,100	482,100	424,500	370,100	312,700	278,300
員以外	4	541,300	486,700	426,300	371,700	314,100	279,300
の職員	5	544,700	490,700	428,100	373,300	315,500	280,300
	6	547,900	494,100	429,900	375,100	316,600	281,300
	7	550,800	497,000	431,700	376,600	317,600	282,200
	8	553,300	499,500	433,500	378,200	318,800	283,200
	9	555,300	501,500	435,100	379,500	320,000	284,200
	10			436,600	381,100	321,600	285,200
	11			438,100	382,700	323,200	286,200
	12			439,600	384,200	324,800	287,200
	13			441,100	386,100	326,200	288,200
	14			442,400	388,000	327,800	289,500
	15			443,700	389,900	329,400	290,800
	16			444,900	391,700	331,000	292,000
	17			446,100	393,200	332,400	293,200
	18			447,400	395,000	334,100	294,500
	19			448,700	396,700	335,700	295,700
	20			449,900	398,300	337,300	296,900
	21			451,100	400,000	338,700	297,900
	22			451,900	401,400	340,400	299,100
	23			452,700	402,800	342,100	300,300
	24			453,500	404,200	343,700	301,600
	25			454,100	405,600	344,900	302,900
	26			454,700	406,800	346,800	303,900
							233,700

	27		455,300	408,000	348,500	304,900	235,000
	28		455,900	409,000	350,100	305,900	236,300
	29		456,600	410,100	351,600	307,000	237,600
	30		457,400	411,300	353,200	308,200	238,700
	31		457,800	412,400	354,800	309,300	239,800
	32		458,500	413,500	356,400	310,500	240,900
	33		459,000	414,200	358,100	311,600	242,000
	34		459,400	414,900	359,900	312,900	243,300
	35		459,800	415,500	361,700	314,200	244,700
	36		460,200	416,200	363,500	315,500	246,100
	37		460,600	416,800	365,000	316,700	247,500
	38		460,900	417,400	366,400	318,000	248,900
	39		461,200	417,900	367,800	319,300	250,300
	40		461,500	418,300	369,200	320,600	251,700
	41		461,800	418,700	370,700	321,900	253,100
	42		462,100	418,900	371,500	323,100	254,300
	43		462,400	419,200	372,400	324,400	255,600
	44		462,700	419,500	373,400	325,500	256,900
	45		463,000	419,800	374,300	326,400	258,100
	46			420,100	375,400	327,700	259,300
	47			420,400	376,300	329,000	260,500
	48			420,700	377,300	330,300	261,700
	49			420,900	378,200	331,400	262,800
	50			421,200	378,900	332,700	263,900
	51			421,400	379,600	333,900	265,000
	52			421,700	380,200	335,100	266,100
	53			421,900	380,600	336,400	267,000
	54			422,200	381,200	337,400	268,000
	55			422,500	381,800	338,500	269,000

	56			422,800	382,500	339,600	270,000
	57			423,000	382,800	340,300	271,000
	58			423,300	383,500	341,200	271,900
	59			423,600	384,200	341,900	272,700
	60			423,800	384,800	342,700	273,600
	61			424,000	385,100	343,500	274,400
	62			424,300	385,600	343,900	275,200
	63			424,600	386,200	344,400	276,000
	64			424,800	386,800	345,100	276,700
	65			425,000	387,100	345,900	277,400
	66			425,300	387,700	346,600	278,200
	67			425,600	388,400	347,300	279,000
	68			425,800	389,000	347,900	279,600
	69			426,000	389,400	348,400	280,300
	70			426,300	389,900	349,000	281,100
	71			426,600	390,500	349,500	281,800
	72			426,800	391,000	350,100	282,500
	73			427,000	391,500	350,400	283,200
	74				392,100	350,900	283,900
	75				392,500	351,200	284,600
	76				392,800	351,600	285,300
	77				393,200	352,000	286,000
	78				393,700	352,500	286,600
	79				394,100	353,000	287,300
	80				394,500	353,500	287,900
	81				394,900	353,800	288,600
	82				395,400	354,200	289,200
	83				395,800	354,600	289,900
	84				396,200	355,000	290,600

				396,500	355,300	291,100
85					355,700	291,700
86					356,100	292,300
87					356,500	293,000
88					356,700	293,600
89					357,100	294,200
90					357,500	294,800
91					357,900	295,500
92					358,100	296,100
93					358,400	296,700
94					358,800	297,200
95					359,100	297,700
96					359,400	298,200
97					359,800	298,800
98					360,200	299,300
99					360,600	299,900
100					361,100	300,300
101					361,500	300,800
102					361,900	301,300
103					362,300	301,900
104					362,800	302,400
105					363,200	302,800
106					363,500	303,100
107					363,800	303,400
108					364,200	303,600
109						303,900
110						304,100
111						304,400
112						304,600
113						

	114					304,800
	115					305,100
	116					305,300
	117					305,600
	118					305,800
	119					306,100
	120					306,400
	121					306,700
	122					307,000
	123					307,300
	124					307,600
	125					307,800
	126					308,000
	127					308,300
	128					308,700
	129					308,900
	130					309,200
	131					309,500
	132					309,900
	133					310,100
	134					310,400
	135					310,700
	136					311,000
	137					311,200
	138					311,500
	139					311,800
	140					312,100
	141					312,300
	142					312,600

	143							313,000
	144							313,300
	145							313,500
	146							313,700
	147							314,000
	148							314,400
	149							314,600
	150							314,800
	151							315,100
	152							315,400
	153							315,700
	154							315,900
	155							316,200
	156							316,500
	157							316,800
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		462,400	409,200	374,800	331,900	290,100	269,500	227,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

#### 別表第2 削除

#### 別表第3 (第4条関係)

#### 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円
再任用	1	613,700	566,200	470,300	415,600	305,600
短時間	2	619,500	572,300	472,300	418,300	307,900

勤務職員以外の職員	3	624,500	577,400	474,200	420,900	310,200
	4	628,800	582,100	476,100	423,300	312,400
	5	632,800	586,400	477,500	425,600	314,500
	6	636,200	590,700	479,200	427,800	318,000
	7	639,100	594,100	481,000	429,800	321,500
	8	641,800	597,000	482,800	431,900	324,900
	9		599,500	484,600	434,000	328,300
	10		601,800	486,300	435,500	331,800
	11			488,100	437,000	335,200
	12			489,900	438,500	338,600
	13			491,700	439,900	342,000
	14			493,400	441,300	345,500
	15			495,200	442,800	348,900
	16			497,000	444,200	352,300
	17			498,800	445,500	355,700
	18			500,700	447,000	358,800
	19			502,600	448,400	362,000
	20			504,500	449,800	365,200
	21			506,400	451,100	368,500
	22			508,100	452,600	371,600
	23			509,900	454,000	374,700
	24			511,700	455,400	377,700
	25			513,300	456,800	380,800
	26			515,100	458,200	383,100
	27			516,900	459,500	385,400
	28			518,400	460,900	387,600
	29			519,800	462,300	389,500
	30			521,500	463,600	391,200
	31			523,300	465,000	392,900

			525,000	466,400	394,700
32			526,500	467,700	396,400
33			527,800	469,100	398,200
34			529,100	470,400	399,800
35			530,400	471,800	401,100
36			531,400	473,200	402,500
37			532,700	474,900	403,900
38			534,000	476,500	405,300
39			535,300	478,000	406,700
40			536,300	479,600	408,200
41			537,100	480,800	408,900
42			537,900	481,900	409,500
43			538,700	483,000	410,100
44			539,600	484,000	410,900
45			540,400	484,900	411,500
46			541,200	485,800	412,100
47			541,900	486,600	412,600
48			542,700	487,300	413,100
49			543,500	488,000	413,500
50			544,200	488,700	414,000
51			545,100	489,300	414,400
52			546,000	489,900	414,800
53			546,800	490,600	415,100
54			547,700	491,200	415,400
55			548,600	491,800	415,800
56			549,400	492,100	416,100
57			550,200	492,700	416,500
58			551,000	493,300	416,800
59			551,700	494,000	417,200
60					

	61		552,500	494,400	417,600
	62		553,400	495,000	417,900
	63		554,300	495,700	418,200
	64		555,200	496,400	418,500
	65		556,000	496,800	418,800
	66		556,900	497,400	
	67		557,800	498,000	
	68		558,700	498,500	
	69		559,500	499,000	
	70		560,400	499,500	
	71		561,300	500,000	
	72		562,200	500,500	
	73		563,000	500,900	
	74			501,400	
	75			501,800	
	76			502,200	
	77			502,700	
	78			503,300	
	79			503,800	
	80			504,200	
	81			504,700	
	82			505,300	
	83			505,900	
	84			506,400	
	85			506,900	
定年前 再任用 短時間 勤務職		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		590,500	488,500	412,800	356,500
					312,900

員						
---	--	--	--	--	--	--

備考 この表は、医師に適用する。

別表第4（第4条関係）

医療職給料表(2)

職員の区分	職務の等級 号給	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
		給料月額						
定年前		円	円	円	円	円	円	円
再任用	1	525,300	471,900	420,700	366,800	309,800	276,300	195,800
短時間	2	532,000	477,200	422,600	368,500	311,300	277,300	196,900
勤務職員以外の職員	3	537,100	482,100	424,500	370,100	312,700	278,300	198,100
	4	541,300	486,700	426,300	371,700	314,100	279,300	199,200
	5	544,700	490,700	428,100	373,300	315,500	280,300	200,300
	6	547,900	494,100	429,900	375,100	316,600	281,300	202,000
	7	550,800	497,000	431,700	376,600	317,600	282,200	203,600
	8	553,300	499,500	433,500	378,200	318,800	283,200	205,200
	9	555,300	501,500	435,100	379,500	320,000	284,200	206,700
	10			436,600	381,100	321,600	285,200	208,400
	11			438,100	382,700	323,200	286,200	210,000
	12			439,600	384,200	324,800	287,200	211,600
	13			441,100	386,100	326,200	288,200	213,100
	14			442,400	388,000	327,800	289,500	214,800
	15			443,700	389,900	329,400	290,800	216,500
	16			444,900	391,700	331,000	292,000	218,200
	17			446,100	393,200	332,400	293,200	219,400
	18			447,400	395,000	334,100	294,500	221,000
	19			448,700	396,700	335,700	295,700	222,600
	20			449,900	398,300	337,300	296,900	224,100
	21			451,100	400,000	338,700	297,900	225,600

	22		451,900	401,400	340,400	299,100	227,200
	23		452,700	402,800	342,100	300,300	228,800
	24		453,500	404,200	343,700	301,600	230,400
	25		454,100	405,600	344,900	302,900	232,000
	26		454,700	406,800	346,800	303,900	233,700
	27		455,300	408,000	348,500	304,900	235,000
	28		455,900	409,000	350,100	305,900	236,300
	29		456,600	410,100	351,600	307,000	237,600
	30		457,400	411,300	353,200	308,200	238,700
	31		457,800	412,400	354,800	309,300	239,800
	32		458,500	413,500	356,400	310,500	240,900
	33		459,000	414,200	358,100	311,600	242,000
	34		459,400	414,900	359,900	312,900	243,300
	35		459,800	415,500	361,700	314,200	244,700
	36		460,200	416,200	363,500	315,500	246,100
	37		460,600	416,800	365,000	316,700	247,500
	38		460,900	417,400	366,400	318,000	248,900
	39		461,200	417,900	367,800	319,300	250,300
	40		461,500	418,300	369,200	320,600	251,700
	41		461,800	418,700	370,700	321,900	253,100
	42		462,100	418,900	371,500	323,100	254,300
	43		462,400	419,200	372,400	324,400	255,600
	44		462,700	419,500	373,400	325,500	256,900
	45		463,000	419,800	374,300	326,400	258,100
	46			420,100	375,400	327,700	259,300
	47			420,400	376,300	329,000	260,500
	48			420,700	377,300	330,300	261,700
	49			420,900	378,200	331,400	262,800
	50			421,200	378,900	332,700	263,900

	51			421,400	379,600	333,900	265,000
	52			421,700	380,200	335,100	266,100
	53			421,900	380,600	336,400	267,000
	54			422,200	381,200	337,400	268,000
	55			422,500	381,800	338,500	269,000
	56			422,800	382,500	339,600	270,000
	57			423,000	382,800	340,300	271,000
	58			423,300	383,500	341,200	271,900
	59			423,600	384,200	341,900	272,700
	60			423,800	384,800	342,700	273,600
	61			424,000	385,100	343,500	274,400
	62			424,300	385,600	343,900	275,200
	63			424,600	386,200	344,400	276,000
	64			424,800	386,800	345,100	276,700
	65			425,000	387,100	345,900	277,400
	66			425,300	387,700	346,600	278,200
	67			425,600	388,400	347,300	279,000
	68			425,800	389,000	347,900	279,600
	69			426,000	389,400	348,400	280,300
	70			426,300	389,900	349,000	281,100
	71			426,600	390,500	349,500	281,800
	72			426,800	391,000	350,100	282,500
	73			427,000	391,500	350,400	283,200
	74				392,100	350,900	283,900
	75				392,500	351,200	284,600
	76				392,800	351,600	285,300
	77				393,200	352,000	286,000
	78				393,700	352,500	286,600
	79				394,100	353,000	287,300

				394,500	353,500	287,900
80				394,900	353,800	288,600
81				395,400	354,200	289,200
82				395,800	354,600	289,900
83				396,200	355,000	290,600
84				396,500	355,300	291,100
85					355,700	291,700
86					356,100	292,300
87					356,500	293,000
88					356,700	293,600
89					357,100	294,200
90					357,500	294,800
91					357,900	295,500
92					358,100	296,100
93					358,400	296,700
94					358,800	297,200
95					359,100	297,700
96					359,400	298,200
97					359,800	298,800
98					360,200	299,300
99					360,600	299,900
100					361,100	300,300
101					361,500	300,800
102					361,900	301,300
103					362,300	301,900
104					362,800	302,400
105					363,200	302,800
106					363,500	303,100
107					363,800	303,400
108						

	109				364,200	303,600
	110					303,900
	111					304,100
	112					304,400
	113					304,600
	114					304,800
	115					305,100
	116					305,300
	117					305,600
	118					305,800
	119					306,100
	120					306,400
	121					306,700
	122					307,000
	123					307,300
	124					307,600
	125					307,800
	126					308,000
	127					308,300
	128					308,700
	129					308,900
	130					309,200
	131					309,500
	132					309,900
	133					310,100
	134					310,400
	135					310,700
	136					311,000
	137					311,200

	138							311,500
	139							311,800
	140							312,100
	141							312,300
	142							312,600
	143							313,000
	144							313,300
	145							313,500
	146							313,700
	147							314,000
	148							314,400
	149							314,600
	150							314,800
	151							315,100
	152							315,400
	153							315,700
	154							315,900
	155							316,200
	156							316,500
	157							316,800
定年前 再任用		基準給料 月額						
短時間 勤務職 員		円 462,400	円 409,200	円 374,800	円 331,900	円 290,100	円 269,500	円 227,800

備考 この表は、栄養士その他の職員で別に定めるものに適用する。

別表第5（第4条関係）

医療職給料表(3)

職員の 職務の等	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級

区分	級 号給						
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円	円
再任用	1	525,300	471,900	420,700	366,800	309,800	276,300
短時間	2	532,000	477,200	422,600	368,500	311,300	277,300
勤務職	3	537,100	482,100	424,500	370,100	312,700	278,300
員以外	4	541,300	486,700	426,300	371,700	314,100	279,300
の職員	5	544,700	490,700	428,100	373,300	315,500	280,300
	6	547,900	494,100	429,900	375,100	316,600	281,300
	7	550,800	497,000	431,700	376,600	317,600	282,200
	8	553,300	499,500	433,500	378,200	318,800	283,200
	9	555,300	501,500	435,100	379,500	320,000	284,200
	10			436,600	381,100	321,600	285,200
	11			438,100	382,700	323,200	286,200
	12			439,600	384,200	324,800	287,200
	13			441,100	386,100	326,200	288,200
	14			442,400	388,000	327,800	289,500
	15			443,700	389,900	329,400	290,800
	16			444,900	391,700	331,000	292,000
	17			446,100	393,200	332,400	293,200
	18			447,400	395,000	334,100	294,500
	19			448,700	396,700	335,700	295,700
	20			449,900	398,300	337,300	296,900
	21			451,100	400,000	338,700	297,900
	22			451,900	401,400	340,400	299,100
	23			452,700	402,800	342,100	300,300
	24			453,500	404,200	343,700	301,600
	25			454,100	405,600	344,900	302,900
	26			454,700	406,800	346,800	303,900
							233,700

	27		455,300	408,000	348,500	304,900	235,000
	28		455,900	409,000	350,100	305,900	236,300
	29		456,600	410,100	351,600	307,000	237,600
	30		457,400	411,300	353,200	308,200	238,700
	31		457,800	412,400	354,800	309,300	239,800
	32		458,500	413,500	356,400	310,500	240,900
	33		459,000	414,200	358,100	311,600	242,000
	34		459,400	414,900	359,900	312,900	243,300
	35		459,800	415,500	361,700	314,200	244,700
	36		460,200	416,200	363,500	315,500	246,100
	37		460,600	416,800	365,000	316,700	247,500
	38		460,900	417,400	366,400	318,000	248,900
	39		461,200	417,900	367,800	319,300	250,300
	40		461,500	418,300	369,200	320,600	251,700
	41		461,800	418,700	370,700	321,900	253,100
	42		462,100	418,900	371,500	323,100	254,300
	43		462,400	419,200	372,400	324,400	255,600
	44		462,700	419,500	373,400	325,500	256,900
	45		463,000	419,800	374,300	326,400	258,100
	46			420,100	375,400	327,700	259,300
	47			420,400	376,300	329,000	260,500
	48			420,700	377,300	330,300	261,700
	49			420,900	378,200	331,400	262,800
	50			421,200	378,900	332,700	263,900
	51			421,400	379,600	333,900	265,000
	52			421,700	380,200	335,100	266,100
	53			421,900	380,600	336,400	267,000
	54			422,200	381,200	337,400	268,000
	55			422,500	381,800	338,500	269,000

	56			422,800	382,500	339,600	270,000
	57			423,000	382,800	340,300	271,000
	58			423,300	383,500	341,200	271,900
	59			423,600	384,200	341,900	272,700
	60			423,800	384,800	342,700	273,600
	61			424,000	385,100	343,500	274,400
	62			424,300	385,600	343,900	275,200
	63			424,600	386,200	344,400	276,000
	64			424,800	386,800	345,100	276,700
	65			425,000	387,100	345,900	277,400
	66			425,300	387,700	346,600	278,200
	67			425,600	388,400	347,300	279,000
	68			425,800	389,000	347,900	279,600
	69			426,000	389,400	348,400	280,300
	70			426,300	389,900	349,000	281,100
	71			426,600	390,500	349,500	281,800
	72			426,800	391,000	350,100	282,500
	73			427,000	391,500	350,400	283,200
	74				392,100	350,900	283,900
	75				392,500	351,200	284,600
	76				392,800	351,600	285,300
	77				393,200	352,000	286,000
	78				393,700	352,500	286,600
	79				394,100	353,000	287,300
	80				394,500	353,500	287,900
	81				394,900	353,800	288,600
	82				395,400	354,200	289,200
	83				395,800	354,600	289,900
	84				396,200	355,000	290,600

	85				396,500	355,300	291,100
	86				355,700	291,700	
	87				356,100	292,300	
	88				356,500	293,000	
	89				356,700	293,600	
	90				357,100	294,200	
	91				357,500	294,800	
	92				357,900	295,500	
	93				358,100	296,100	
	94				358,400	296,700	
	95				358,800	297,200	
	96				359,100	297,700	
	97				359,400	298,200	
	98				359,800	298,800	
	99				360,200	299,300	
	100				360,600	299,900	
	101				361,100	300,300	
	102				361,500	300,800	
	103				361,900	301,300	
	104				362,300	301,900	
	105				362,800	302,400	
	106				363,200	302,800	
	107				363,500	303,100	
	108				363,800	303,400	
	109				364,200	303,600	
	110						303,900
	111						304,100
	112						304,400
	113						304,600

	114					304,800
	115					305,100
	116					305,300
	117					305,600
	118					305,800
	119					306,100
	120					306,400
	121					306,700
	122					307,000
	123					307,300
	124					307,600
	125					307,800
	126					308,000
	127					308,300
	128					308,700
	129					308,900
	130					309,200
	131					309,500
	132					309,900
	133					310,100
	134					310,400
	135					310,700
	136					311,000
	137					311,200
	138					311,500
	139					311,800
	140					312,100
	141					312,300
	142					312,600

	143							313,000
	144							313,300
	145							313,500
	146							313,700
	147							314,000
	148							314,400
	149							314,600
	150							314,800
	151							315,100
	152							315,400
	153							315,700
	154							315,900
	155							316,200
	156							316,500
	157							316,800
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		462,400	409,200	374,800	331,900	290,100	269,500	227,800

備考 この表は、保健師、看護師その他の職員で別に定めるものに適用する。

別表第6（第4条関係）

消防職給料表

職員の区分	職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円	円	円
再任用	1	525,300	471,900	420,700	366,800	309,800	276,300	195,800
短時間	2	532,000	477,200	422,600	368,500	311,300	277,300	196,900

勤務職員以外の職員	3	537,100	482,100	424,500	370,100	312,700	278,300	198,100
	4	541,300	486,700	426,300	371,700	314,100	279,300	199,200
	5	544,700	490,700	428,100	373,300	315,500	280,300	200,300
	6	547,900	494,100	429,900	375,100	316,600	281,300	202,000
	7	550,800	497,000	431,700	376,600	317,600	282,200	203,600
	8	553,300	499,500	433,500	378,200	318,800	283,200	205,200
	9	555,300	501,500	435,100	379,500	320,000	284,200	206,700
	10			436,600	381,100	321,600	285,200	208,400
	11			438,100	382,700	323,200	286,200	210,000
	12			439,600	384,200	324,800	287,200	211,600
	13			441,100	386,100	326,200	288,200	213,100
	14			442,400	388,000	327,800	289,500	214,800
	15			443,700	389,900	329,400	290,800	216,500
	16			444,900	391,700	331,000	292,000	218,200
	17			446,100	393,200	332,400	293,200	219,400
	18			447,400	395,000	334,100	294,500	221,000
	19			448,700	396,700	335,700	295,700	222,600
	20			449,900	398,300	337,300	296,900	224,100
	21			451,100	400,000	338,700	297,900	225,600
	22			451,900	401,400	340,400	299,100	227,200
	23			452,700	402,800	342,100	300,300	228,800
	24			453,500	404,200	343,700	301,600	230,400
	25			454,100	405,600	344,900	302,900	232,000
	26			454,700	406,800	346,800	303,900	233,700
	27			455,300	408,000	348,500	304,900	235,000
	28			455,900	409,000	350,100	305,900	236,300
	29			456,600	410,100	351,600	307,000	237,600
	30			457,400	411,300	353,200	308,200	238,700
	31			457,800	412,400	354,800	309,300	239,800

			458,500	413,500	356,400	310,500	240,900
	32		459,000	414,200	358,100	311,600	242,000
	33		459,400	414,900	359,900	312,900	243,300
	34		459,800	415,500	361,700	314,200	244,700
	35		460,200	416,200	363,500	315,500	246,100
	36		460,600	416,800	365,000	316,700	247,500
	37		460,900	417,400	366,400	318,000	248,900
	38		461,200	417,900	367,800	319,300	250,300
	39		461,500	418,300	369,200	320,600	251,700
	40		461,800	418,700	370,700	321,900	253,100
	41		462,100	418,900	371,500	323,100	254,300
	42		462,400	419,200	372,400	324,400	255,600
	43		462,700	419,500	373,400	325,500	256,900
	44		463,000	419,800	374,300	326,400	258,100
	45			420,100	375,400	327,700	259,300
	46			420,400	376,300	329,000	260,500
	47			420,700	377,300	330,300	261,700
	48			420,900	378,200	331,400	262,800
	49			421,200	378,900	332,700	263,900
	50			421,400	379,600	333,900	265,000
	51			421,700	380,200	335,100	266,100
	52			421,900	380,600	336,400	267,000
	53			422,200	381,200	337,400	268,000
	54			422,500	381,800	338,500	269,000
	55			422,800	382,500	339,600	270,000
	56			423,000	382,800	340,300	271,000
	57			423,300	383,500	341,200	271,900
	58			423,600	384,200	341,900	272,700
	59			423,800	384,800	342,700	273,600
	60						

	61			424,000	385,100	343,500	274,400
	62			424,300	385,600	343,900	275,200
	63			424,600	386,200	344,400	276,000
	64			424,800	386,800	345,100	276,700
	65			425,000	387,100	345,900	277,400
	66			425,300	387,700	346,600	278,200
	67			425,600	388,400	347,300	279,000
	68			425,800	389,000	347,900	279,600
	69			426,000	389,400	348,400	280,300
	70			426,300	389,900	349,000	281,100
	71			426,600	390,500	349,500	281,800
	72			426,800	391,000	350,100	282,500
	73			427,000	391,500	350,400	283,200
	74				392,100	350,900	283,900
	75				392,500	351,200	284,600
	76				392,800	351,600	285,300
	77				393,200	352,000	286,000
	78				393,700	352,500	286,600
	79				394,100	353,000	287,300
	80				394,500	353,500	287,900
	81				394,900	353,800	288,600
	82				395,400	354,200	289,200
	83				395,800	354,600	289,900
	84				396,200	355,000	290,600
	85				396,500	355,300	291,100
	86					355,700	291,700
	87					356,100	292,300
	88					356,500	293,000
	89					356,700	293,600

	90				357,100	294,200
	91				357,500	294,800
	92				357,900	295,500
	93				358,100	296,100
	94				358,400	296,700
	95				358,800	297,200
	96				359,100	297,700
	97				359,400	298,200
	98				359,800	298,800
	99				360,200	299,300
	100				360,600	299,900
	101				361,100	300,300
	102				361,500	300,800
	103				361,900	301,300
	104				362,300	301,900
	105				362,800	302,400
	106				363,200	302,800
	107				363,500	303,100
	108				363,800	303,400
	109				364,200	303,600
	110					303,900
	111					304,100
	112					304,400
	113					304,600
	114					304,800
	115					305,100
	116					305,300
	117					305,600
	118					305,800

	119					306,100
	120					306,400
	121					306,700
	122					307,000
	123					307,300
	124					307,600
	125					307,800
	126					308,000
	127					308,300
	128					308,700
	129					308,900
	130					309,200
	131					309,500
	132					309,900
	133					310,100
	134					310,400
	135					310,700
	136					311,000
	137					311,200
	138					311,500
	139					311,800
	140					312,100
	141					312,300
	142					312,600
	143					313,000
	144					313,300
	145					313,500
	146					313,700
	147					314,000

	148							314,400
	149							314,600
	150							314,800
	151							315,100
	152							315,400
	153							315,700
	154							315,900
	155							316,200
	156							316,500
	157							316,800
定年前 再任用		基準給料 月額						
短時間 勤務職 員		円 462,400	円 409,200	円 374,800	円 331,900	円 290,100	円 269,500	円 227,800

備考 この表は、消防吏員に適用する。

別表第7（第4条関係）

等級別基準職務表

職務の等級	標準的な職務
1等級	(1) 部長の職務 (2) 保健所長の職務 (3) 会計管理者の職務 (4) 消防長の職務 (5) 困難又は非定型的な業務を行う委員会等の事務局の長の職務
2等級	(1) 部長を補佐する職務 (2) 困難又は非定型的な業務を行う内部組織の長の職務 (3) 困難又は非定型的な業務を行う委員会等の事務局の長を補佐する職務 (4) 定型的な業務を行う委員会等の事務局の長の職務 (5) 特に高度の知識又は経験を必要とする公衆衛生業務を行う医師の職務

3等級	(1) 定型的な業務を行う内部組織の長の職務 (2) 定型的な業務を行う委員会等の事務局の長を補佐する職務 (3) 高度の知識又は経験を必要とする公衆衛生業務を行う医師の職務
4等級	(1) 内部組織の長を補佐し、所属職員を指揮監督する職務 (2) 知識又は経験を必要とする公衆衛生業務を行う医師の職務
5等級	(1) 所属職員を指揮監督する職務 (2) 公衆衛生業務を行う医師の職務
6等級	知識又は経験を必要とする職務
7等級	定型的な業務を行う職務

#### 備考

- 1 この表において「委員会等」とは、執行機関である委員会及び委員並びに議会をいう。
- 2 この表において「内部組織」とは、部の内部組織をいう。